

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から46年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

申立期間①及び②について、A市B地区の納付組織の集金人に、私と妻の分の国民年金保険料を合わせて納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時から60歳到達時まで、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を全て納付している。

申立期間②について、申立人が保険料を納付したとする納付組織に、申立期間当時加入していた近所の者の国民年金保険料の納付日を見ると、昭和47年4月以降は、申立人に係る申立期間②前後の保険料の納付日と一致していることから、申立人は、申立期間②当時、納付組織に加入していたものと考えられる。

一方、申立人の申立期間②前後の保険料は、納付期限後に現年度納付されていることが確認できることから、上記近所の者の証言及び国民年金保険料の納付状況から、納付組織では、現年度保険料であれば、納付期限後であっても収納するとの取扱いをしていたことがうかがわれることから判断すると、申立期間②の保険料についてもその前後の期間の保険料と同様に、納付されたと考えるのが自然である。

また、申立期間②及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間②前後の国民年金保険料を夫婦共に納付していることから、申立人に経済的な問題は無かったと考えられることを

踏まえると、申立期間②の国民年金保険料を納付していなかったとは考え難い。

申立期間①について、昭和 47 年 3 月以前における申立人の納付組織への加入の有無は確認できない上、申立人は、当該組織への納付以外の方法により、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したかどうかは不明であるとしている。

また、申立人は、妻の分と合わせて国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、C市において申立期間①の直前に当たる昭和 45 年 4 月分の国民年金保険料を納付している一方、妻は、結婚する前の同年 4 月にD郡E町で昭和 45 年度分の保険料を前納した記録となっていることから、夫婦別々に納付していたことが確認できる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿、及び国民年金被保険者台帳において、申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

A 市 B 地区の納付組織の集金人に、私と夫の分の国民年金保険料を合わせて納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、20 歳到達時から 60 歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が保険料を納付したとする納付組織に、申立期間当時加入していた近所の者の国民年金保険料の納付日をみると、昭和 47 年 4 月以降は、申立人に係る申立期間前後の保険料の納付日と一致していることから、申立人は、申立期間当時、納付組織に加入していたものと考えられる。

一方、申立人の申立期間前後の保険料は、納付期限後に現年度納付されていることが確認できるところ、上記近所の者の証言及び国民年金保険料の納付状況から、納付組織では、現年度保険料であれば、納付期限後であっても収納するとの取扱いをしていたことがうかがわれることから判断すると、申立期間の保険料についてもその前後の期間の保険料と同様に、納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間前後の国民年金保険料を夫婦共に納付していることから、申立人に経済的な問題は無かったと考えられることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料を納付していることが確認できないとの回答をもらった。私の母が A 町で国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間に国民年金保険料の未納期間が無く、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 62 年 12 月 2 日に A 町で払い出され、その頃に同町で申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認できることから、当該払出日時点において、申立期間の国民年金保険料は納付可能であり、申立人の母親が申立期間の保険料を納付するために申立人の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、37 年間にわたって保険料を納付しているなど、国民年金に対する納付意識が高かったと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を昭和 39 年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 40 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 2 月 20 日に A 社（現在は、B 株式会社）に入社した。C 部署に配属された同期の同僚は、39 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入していたようだが、私には申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社が保管する人事資料の記録から、申立人は、昭和 39 年 4 月 1 日付けで採用前提臨時職員に任命され、申立期間に A 社 C 部署に勤務していたことが確認できる。

また、この採用前提臨時職員について、D 共済組合に照会したところ、「採用前提というのは、試験に合格し採用する見通しの立った者のことである。」との回答を得た。

さらに、B 株式会社で採用前提臨時職員に任命されている同僚が 15 名確認でき、全員が当該臨時職員に任命されてから D 共済組合に加入するまでの期間は厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、この 15 名の人事記録をみると、うち 6 名については、申立期間における雇用種別の推移が申立人と同じであることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から社会保険事務所（当時）に対し、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年4月から40年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和28年5月1日、資格喪失日は32年6月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和28年5月から同年10月までの期間は4,500円、同年11月から29年7月までの期間は5,000円、及び同年8月から32年5月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から32年6月1日まで

私は、学校卒業後、C県にあったA株式会社に就職した。同期入社は5、6人いた。

2年ぐらい勤務した後、病気加療のため1年6か月入院し、その間傷病手当金をもらった記憶がある。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所等に関する詳細な記憶、及びA株式会社の元事業主による証言から、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人と同姓同名で、生年月日が4日相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和28年5月1日、資格喪失日は32年6月1日。以下「未統合記録」という。）が確認できるところ、申立人は、自らの生年月日について、「両親は私の誕生日を4日相違した日付で覚えていて、その誤った日付で各種の手続を行っていた。私も以前は、その日付が生年月日だと信じていた。」旨回答している。

さらに、申立人が同期入社でA株式会社に就職した同僚として名前を挙げた4人全員が、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、未統合記録に係る者と同じ昭和28年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、このうち3人の健康保険番号及び厚生年金保険の記号番号は、未統合記録に係る者の記号番号と連番となっていることから、当該未統合記録は、申立人の記録であると判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年5月1日に被保険者資格を取得し、32年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和28年5月から同年10月までの期間は4,500円、同年11月から29年7月までの期間は5,000円、及び同年8月から32年5月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月1日から38年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を37年7月1日、資格喪失日を38年1月21日とし、当該期間における標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月28日から38年1月25日まで

私は、申立期間に株式会社Aに勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無かった。

しかし、私が所持している給与明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書から、申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月28日から38年1月20日まで株式会社Aに勤務し、37年8月から38年1月までの給与から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、上記給与明細書から、株式会社Aにおける給与の締め日は毎月20日、保険料控除方法は翌月控除であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月1日から38年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和37年7月から同年12月までの標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から8,000円とすることが妥当

である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番が見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において申立人に係る被保険者記録が失われたとは考え難い上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 7 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 6 月 28 日から同年 7 月 1 日までの期間については、申立人が所持する同年 7 月の給与から同年 6 月分の厚生年金保険料の控除が確認できないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月 21 日から同年 1 月 25 日までの期間については、給与明細書は無く、ほかに申立人が当該期間に勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から61年3月まで

私は家業を手伝っていたので、父に国民年金保険料を納付してもらい、納付してきた時には、父から「今日納付してきた。」と言われたことを覚えている。

父は国民年金保険料を納付するのは当たり前だと言っていたので、私の保険料を納付しないことはあり得ないと思う。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳番号割振設定表により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月2日以降に払い出されたものと推認できるとともに、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「61.6.19 社保に照会のうえ名簿作成」との記載が確認できることから、この頃に年金手帳が交付されたと推認できるほか、申立人の国民年金手帳記号番号と前後する被保険者の納付状況等から判断すると、申立人の父は、60年7月から61年6月までの間に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、20歳から昭和61年6月に結婚するまでA市から住所を変更しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は、既に

亡くなっていることから、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から4年12月まで

私は、平成4年12月までは国民年金保険料を納付していなかったが、同年11月か12月頃に職場の先輩から「国民年金は納付しないといけない。」と言われ、また、同じ時期に督促状が届いたこともあり、自分の預金と祖母から借りた分を合わせて約28万円を納付したことを覚えているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人の同記号番号は、平成6年12月から7年1月頃までの間に払い出されたものと推認されることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、加入手続を行ったとみられる時点では、申立期間の大部分の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として約28万円を納付したとしているが、申立期間の保険料の合計額は20万3,700円となり、申立人の主張と相違する。

一方、オンライン記録上、国民年金保険料の納付が確認できる平成5年1月から申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたとみられる時期までの保険料額を試算したところ、7年1月に加入し、5年1月から7年2月までの期間の保険料を同年2月に納付した場合の同保険料額は27万7,200円となり、申立人の記憶する28万円とほぼ符合することを踏まえると、申立人は、申立期間の直後に当たる5年1月以降の分の保険料の納付をもって、申立期間に係る保険料を納付したものと認識している可能性がある。

さらに、申立人は、「国民年金の加入手続、及び保険料の納付については、一切を祖母が行っており、督促状が届いたことも祖母から聞いた。」と述べているが、申立期間の保険料を納付したとする祖母は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することができない上、申立人は、申立期間の前後を通じてA市から住所を変更していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年頃から45年頃までの期間及び46年頃から47年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年頃から45年頃まで
② 昭和46年頃から47年10月まで

年金記録では、申立期間①及び②が未加入期間とされているが、申立期間①当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと思う。また、申立期間②についても、母がA市の納付組織を通じて、保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

なお、私は、60歳になった当時、市役所の人から、60歳以降の任意加入などを行い、国民年金保険料を納付したとしても年金を受給するために必要な期間は満たせないと言われ、任意加入の手続きを諦めたが、平成22年3月に、私が探し出した厚生年金保険被保険者証がきっかけとなり、新たに4年8か月分の厚生年金保険加入期間が認められた。この厚生年金保険加入期間が60歳になった当時に確認できていれば、国民年金に任意加入し、年金を受給するために必要な期間を満たすことができたはずであり、それができなかったのは国の責任であるので、善処してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月30日にA市において申立人の旧姓で払い出されている上、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、同年7月2日に国民年金被保険者資格を取得していることから判断すると、昭和52年当時に国民年金の加入手続きをしたものと考えられ、この時点では、各申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、上記被保険者名簿をみると、資格を取得したとされる昭和 52 年 7 月 2 日以前の納付記録欄には斜線が付されており、各申立期間の保険料を納付した形跡はうかがえない。

さらに、各申立期間について、申立人の結婚前後の氏名での記録の有無を調査したが、申立人のものとみられる被保険者記録は確認できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立人の母が A 市の納付組織を通じて国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の母は平成 6 年に亡くなっており、申立期間②当時の納付状況等について確認できない上、A 市内の納付組織は既に解散し関係資料も残されていないことから、申立人の主張を裏付ける事情は得られない。

このほか、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、60 歳当時、厚生年金保険の加入記録の一部が申立人の記録に統合されていなかったため、その時点で統合されていれば行っていたはずとする国民年金任意加入の機会を逸したことに對する救済を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、収集した関連資料及び周辺事情に基づき申立てに係る保険料の納付の有無について検討し、それに伴う年金記録訂正の要否を判断することを任務としており、その余の年金受給資格等に関する国、事業主等の責任の有無等については、判断の対象としていない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの期間及び44年4月から56年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から38年3月まで
② 昭和44年4月から56年10月まで

昭和40年3月に結婚するまでの国民年金保険料は、父親か兄が納付しており、結婚後の保険料は自分で納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の父親か兄が国民年金保険料を納付していたと述べているが、父親は既に死亡していることから、事情を聴取することができない上、兄は申立期間①当時の申立人の保険料を納付していたかどうかについては分からないと述べており、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年8月22日に払い出されており、その時点では申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、当該期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）、及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は、任意加入被保険者資格を昭和44年4月30日に喪失しており、その後、当初払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号で56年11月5日に被保険者資格を再取得（強制加入）しているところ、この再取得は、申立人の夫（当時）が同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴うものであり、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに不自然さ

はうかがえず、申立期間②の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人に上記国民年金手帳記号番号以外の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の父親や兄、あるいは申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 45 年 7 月から 50 年 3 月まで

私が家業を手伝っていた頃、父が私の国民年金の加入手続を行い、昭和 51 年 3 月に結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、婚姻前の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻前の昭和 50 年 10 月 24 日に A 町で払い出されていることが確認できる上、昭和 50 年度分の保険料が昭和 50 年 9 月 30 日に納付されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年 9 月頃に行われたものと考えられるが、その時点では、申立期間①、及び申立期間②の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、各申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡していることから、国民年金の加入手続や保険料の納付状況等は不明である上、申立人の父親が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の婚姻は昭和 51 年 3 月であるが、上記のとおり国民年金の加入手続は婚姻前の 50 年 9 月頃に行われたと考えられ、同年 9 月 30 日に昭和 50 年度分の保険料が一括納付されていることが確認できること

から、申立人が主張する「婚姻前に父親が加入手続を行い、保険料を納付してくれた。」との記憶は、この納付である可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

昭和59年*月に夫が死亡し、年金関係の事務をした際、国民年金に加入すれば、夫の厚生年金にプラスされると社会保険庁（当時）の人に説明されたので、加入手続をして、口座振替で国民年金保険料を納付していた。

申立期間について国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年*月に夫が死亡したことに伴う遺族厚生年金の裁定請求手続をした際、社会保険庁の職員から、申立人自身も国民年金に加入すれば、年金受給額が増えるとの説明を受けたので、国民年金に加入した旨述べているが、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）に記載のある申立人への年金手帳発行日が61年7月16日となっていることから、申立人の国民年金への加入手続は同年7月頃に行われたものと考えられる。

また、申立人宛ての遺族厚生年金に係る裁定通知書及びオンライン記録によると、昭和59年9月に申立人の夫の遺族厚生年金の裁定が行われた後、61年6月にその夫の厚生年金保険被保険者期間の追加に伴う遺族厚生年金の再裁定請求の受付が行われていることが確認でき、この再裁定請求の時期は、上記の申立人の年金手帳発行日とおおむね符合していることから判断すると、申立人が主張する社会保険庁の職員による説明は、この再裁定手続の際に行われた可能性がある。

さらに、上記被保険者名簿によれば、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は、遺族厚生年金の受給権者が制度上、強制適用対象者とされた昭和61年4月1日（第1号被保険者）であることが確認できることか

ら、申立期間は、国民年金の未加入期間として取り扱われており、納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間に係る保険料をB金融機関の口座振替により納付していたと述べているが、上記被保険者名簿によれば、「口座振替開始：昭和61年11月B金融機関C支店」の記載が確認できる上、同金融機関からは、申立期間に係る保険料について、申立人の口座振替による納付は確認できない旨の回答を得ている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年頃から 41 年頃まで

昭和 35 年頃から 41 年頃まで、当時、A 県 B 市にあった C 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているが、この期間は、厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

最近になって、昭和 47 年 11 月から 52 年 7 月までの期間が、C 事業所とは別の事業所での厚生年金保険加入期間であったことが判明したので、申立期間の加入記録も消されてしまったと思っている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする C 事業所（正式名称は、株式会社 D）は、昭和 28 年 8 月 1 日に E 株式会社と合併し、申立期間当時は E 株式会社が発行する事業所の一つとされていたことが確認でき、同社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、E 株式会社では、申立人に係る人事原簿が無く、現存する申立期間当時の社員住所録にも申立人の氏名が見当たらず、申立人の雇用期間や勤務形態等については不明と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできなかった。

また、申立期間当時の E 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和 34 年 12 月 1 日から 43 年 3 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得している約 2,400 人の中に、申立人及び申立人が申立期間当時の同僚として挙げている 3 人の氏名は見当たらない上、同被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、不自然な訂正箇所も見

当たらない。

さらに、上記同僚3人の所在が不明であるため、これらの者から申立人の勤務期間等について証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。